

高知県
Go To Eat
キャンペーン

「お得に」食べて、飲んで、
25%の
プレミアム付
食事券
高知を元気に!

2020年11月2日月 利用開始!

参加店舗募集

募集期間

一次受付

令和2年10月1日(木)
10月19日(月)必着

一次受付で登録を許可した場合、11月2日の利用開始日から食事券の取り扱いが可能になります。

二次受付

令和2年10月20日(火)
令和3年2月26日(金)

一次以降も申し込みは、随時受け付けます。ただし、申し込みから利用可能になるまで約10日間かかります。

申し込み方法

① 専用WEB
サイトから

高知県 Go To Eat キャンペーンホームページ
<https://www.gotoeat-kochi.com/>



発行総額
62.5億円

② 郵送で

あて先 〒780-8524 高知市本町3丁目3番39号
高知県 Go To Eat キャンペーン事務センター
関連書類は上記HPよりダウンロードまたは県内商工会・商工会議所に準備しています。

申し込みに必要な情報

- ①店舗情報(住所・電話)
- ②食品営業許可番号および営業許可証の有効期限
- ③入金口座情報(名義人、金融機関名、口座番号など)

[キャンペーン実施概要]

- 概要 新型コロナウイルス感染症の拡大により、甚大な影響を受けている飲食業を対象に、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じるものです。
- 発行者 Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち
- 発行額 総額62億5000万円(プレミア率25%)
- 発行数 1250万枚(500円券)
- 販売期間 令和2年11月2日(月)~令和3年1月31日(日)
- 利用期間 令和2年11月2日(月)~令和3年3月31日(水)
- 募集対象 高知県内飲食店(参加登録料無料)

- 販売価格 ●ファミリーマート:1セット8,000円(額面10,000円)
※1人1回2セットまで(以降何回でも購入可能)
- 県内商工会・商工会議所:1セット4,000円(額面5,000円)
※1人1回5セットまで(以降何回でも購入可能)
- 販売場所 ●県内外ファミリーマート ※事前購入登録必要
- 県内商工会(25カ所)・商工会議所(6カ所)
※土日祝・年末年始(12/29~1/3)は除く
- 利用店舗 当キャンペーン登録済の高知県内の飲食店

お問い合わせ

高知県 Go To Eat キャンペーン コールセンター
0570-000-891 (ナビダイヤル)

平日10:00~17:00 ※土日祝・年末年始(12/31~1/3)休み

※本事業は、Go To Eat キャンペーン プレミアム付食事券発行事業の参加店舗募集になります。オンライン飲食予約事業の登録募集とは異なりますのでご注意ください。

実施概要

- (1) 名称 高知県Go To Eat キャンペーン
- (2) 発行者 Go To Eat食事券発行事業コンソーシアムこうち
- (3) コンソーシアム 高知商工会議所(代表事業者)、高知県商工会連合会、(株)四国銀行、(株)高知銀行
- (4) 発行額 総額62億5000万円(プレミア率25%)
- (5) 発行数 1250万枚(500円券)
- (6) 販売価格 ●ファミリーマート:1セット8,000円(額面10,000円)
※1人1回2セットまで(以降何回でも購入可能)
○県内商工会・商工会議所:1セット4,000円(額面5,000円)
※1人1回5セットまで(以降何回でも購入可能)
- (7) 販売場所 ●県内外ファミリーマート ※事前購入登録必要
期間 ⇒令和2年11月2日(月)～令和3年1月31日(日)
○県内商工会(25カ所)・商工会議所(6カ所)
※土日祝・年末年始(12/29～1/3)除く
⇒令和2年11月2日(月)～令和3年1月29日(金)
- (8) 利用期間 令和2年11月2日(月)～令和3年3月31日(水)
- (9) 利用店舗 当キャンペーン登録済の高知県内の飲食店(参加登録料 無料)

参加資格

- (1) 高知県内において、事業を営んでいること。(商工会議所・商工会の会員・非会員は問いません)
- (2) 日本標準産業分類「76飲食店」に該当すること。店内飲食をメインとしないもの(デリバリー専門店、持ち帰りメインのお店、移動販売店舗、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など)は、「76飲食店」に該当せず対象外となります。
- (3) 食品衛生法第52条に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を取得していること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業法)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」あるいは「特定遊興飲食店営業」に該当する店舗でないこと。(キャバクラ・ショーパブ・ガールズバー・ホストクラブ・スナック・料亭など接待を伴うものは対象外となります)
- (5) 飲食スペースを持つ固定施設を備える店舗があること。
- (6) 指定金融機関(四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫)の高知県内の本店または支店の口座を開設している事業者。
- (7) 一般社団法人 日本フードサービス協会及び一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」および、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(高知県・高知市監修)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。
- (8) 参加店舗同意書の内容を理解し同意すること。

参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 参加店舗であることが分かるように、見やすい場所に[事務センター]が交付するステッカー、ポスターなど掲示物を掲示すること。
- (2) [相談窓口・申請案内事務局(東京)]が別途送付する新型コロナウイルス対策関連ポスター、チラシ、シールを掲示すること。
- (3) 他店舗名の押印または記入済みの食事券は、受け取りを拒否すること。
- (4) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる食事券の受け取りを拒否すること。また、その際、事務センターに連絡すること。確認用として配布する見本券は、食事券を扱うすべての方に周知してください。
- (5) 利用者から食事券を受け取った場合は、所定の位置に必ず参加店舗名と年月日を押印または記入してください。
- (6) 参加店舗同意書の内容を遵守すること。